

沖縄県行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第81条第1項の機関の名称は、沖縄県行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、

その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第4条第5項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第7条 審査会は、委員のうちから、会長が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第8条 前条第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 前条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第11条 第4条第5項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年12月8日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政不服審査法の全部が改正され、改正後の同法の規定に基づき置かれる附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。